

清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年清水町条例第4号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(休日) 第10条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。<u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。</p>	<p>(休日) 第10条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。<u>12月31日から翌年の1月5日までの日</u>（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。